

LCIF 地区およびクラブシェアリング交付金 (DCG) について

2018 年—2019 年度から新たに設置された交付金で前年度の**無指定**でいただいた寄付金額に応じて、地区やクラブが行う人道支援（※）援奉仕活動に対して交付されます。

用途指定寄附、または災害援助などの用途が指定されている寄付金は含まれません。

（例えば、今回のトルコ地震への LCIF の寄付は LCIF には加算されますが、災害指定の寄付金のためシェアリングの交付金には反映されません。）

交付可能額は寄付金の 15%ですが、申請資格の最低寄付額（会計年度）は、クラブの場合は 5,000 ドル、地区の場合は 10,000 ドルとなっています。

事業は全て LCIF の承認を得る必要があります。

★地区の場合、会計年度につき 10,000 ドル以上の寄付が必要

★クラブの場合、会計年度につき 5,000 ドル以上の寄付が必要

例	2019 年度	6000 ドル寄付	交付可能額	900 ドル	累計交付可能額	900 ドル
	2020 年度	3000 ドル寄付	交付可能額	0	累計交付可能額	900 ドル
	2021 年度	8000 ドル寄付	交付可能額	1200 ドル	累計交付可能額	2100 ドル
	2022 年度	DCG600 ドルを活用して事業を行う				
	2022 年度	5000 ドル寄付	交付可能額	750 ドル	累計交付可能額	2250 ドル

使い方は、累計交付可能額を一度に全て使っても構いませんし、一部のみ使い次年度に繰り越すことも可能です。（上記例をご参考にしてください）

但し、会計年度の交付可能額は **15 年で時効**になりますのでお気をつけください。

また、クラブはこの DCG について、クラブ単独は勿論ですが、複数のクラブが一つの事業に共同して資金を出し合うことが可能です。この場合は各クラブが、その事業に資金を出し合うことに合意する旨を明示する必要があります。これはクラブがそのクラブの DCG 向け資金から特定額を地区に譲渡することに同意することが記されたクラブ会長の署名付き文書を提供することによって行われます。

このように単独のクラブでは行うことができない事業でもこの DCG 向け資金を幾つかのクラブは共同で使うことにより大きな事業をすることも可能になります。

LCIF クラブシェアリングの有効活用（用途無指定寄付金）

対象：クラブ単位 **5,000 ドル以上**の寄付金が条件

地区単位 **10,000 ドル以上**の寄付金が条件

申請は翌会計年度で上記寄付額が達成していれば**寄付金の 15%**が利用でできる

（LCIF 事務局から毎期 9 月頃累計寄付可能の報告があります）

※皆さんもこの交付金を利用して地域に役立つアクティビティを行いましょう！

クラブシェアリングの申請書と報告書について

実際に今期地区シェアリングを行った際の申請書を添付しましたので、今後の参考にしてください。（書き方は地区もクラブも基本同じです。）

☆申請書の書き方と提出の流れについて

1. 申請の概要

①記入者氏名と連絡先

LCIF から質問があった場合に事業の内容の説明ができる方の名前を記載してください。会長・幹事でなくても問題ありません。

②申請書の言語に関しては日本語のみの申請でも特に問題はありません。

③申請は事業開始の少なくとも 90 日前まで行ってください。ただし、クラブシェアリングの承認は特に問題がない限り、1 ヶ月前後で承認が下りることが多いですので、実際にその事業を行う、早くても半年前くらい前からの申請が望ましいと思われます。特別な理由がない限り、LCIF の承認から 1 年以内に事業を完了する必要があるため、あまり先の事業に申請をするのは望ましくありません。

2. 事業予算

①申請額のドルの計算は申請を行う月のライオンズレートで計算してください。ただし、承認後、振り込まれる金額は承認された月のライオンズレートで計算された金額になりますので、為替によって多少の誤差が出る場合があります。

②交付申請をする際に、その他収入源を使わず、その事業に係る全てを DCG で申請することも可能です。ただし、為替の関係で申請時より多くの振り込みがあった場合は、余ったお金を LCIF に返却する必要があります。返却されたお金は再びシェアリング交付金可能額に累計されます。

3. 申請の承認

①申請書は地区キャビネットから LCIF に提出いたします。クラブシェアリングの場合は最低でも地区コーディネーター、地区シェアリングの場合は地区と複合両方のコーディネーターのサインが必要ですが、クラブから地区キャビネットに書類を送る時点ではコーディネーターのサインは必要ありません。

②クラブシェアリング申請時に必要な書類としては申請書、クラブが承認した際の会議事録、その事業の見積書や資料を添付して LCIF に提出する必要があります。それらの書類を地区キャビネット事務局までメールでお送りください。

③地区のキャビネットが地区コーディネーターに確認を受け、サインを貰って LCIF に提出いたします。（この際にクラブのメールアドレスを写しに入れておきます。）



LCIF に提出してから 3 日～10 日間程度で交付金番号が届きますので、それ以降のやり取りはこの番号を使って行います。特に問題がなければ 1 ヶ月前後で承認されます。承認が下りたら LCIF からのメールに従って、交付金承諾書・交付金管理者及び事業委

員長フォーム・交付金振り込み銀行申請書を送ります。約 2 週間から 1 ヶ月程度で口座に振り込みがあります。この間のやり取りは各クラブで行っていただいても構いませんが、必ず写しに地区キャビネットのアドレスを写しに入れ、途中経過が地区コーディネーターに分かるようにしてください。



振り込みが確認できたらスケジュールに沿って事業を開始してください。
備品や物品などの寄付を行う場合は、その事業が DCG の事業と分かるようにシール等を貼るようしてください。

☆報告書の提出について

- ①事業が完了した際には、DCG の使途と事業の成果を詳細に帰した報告書を 45 日以内に提出する必要があります。その際には事業を完了した旨のクラブの議事録が必要です。なお、領収証やレシートの添付は不要ですが、LCIF から要請された場合、提出できるように保管しておいてください。
- ②報告書は申請書同様、地区キャビネットから LCIF に提出します。事業を実行したら、速やかに地区キャビネットまで報告書をお送りください。地区キャビネットが地区コーディネーターのサインを貰い LCIF に提出します。



報告書を LCIF に提出したら事業の完了通知が届きます。

地区キャビネット、各クラブとも流れが分かるようメールのやり取りの際には、それぞれのアドレスの写しを入れてやり取りをするようお願いいたします。

※DCG の人道支援とは、日頃クラブが地域のために行っている青少年事業や福祉事業も含まれます。また、通常 LCIF 交付金では認められていない、個人を対象とした奨学金や個人の使用に提供する盲導犬にも使用することが可能です。